社会資本老朽化に伴う更新投資財源不足問題と PFI/PPの活用の提案

2010.4.19

根本祐二 東洋大学

背景

1990年代中盤以降社会資本投資(フロー)は減少しているが、ストックは年々増加 し338兆円となっている(GDP統計一般政府の2007年末固定資産残高)。これらの 多くは老朽化しており、国民の安全・安心を脅かすととともに、今後、多額の更新投資に よる財政圧迫が懸念されている。

しかしながら、その情報は十分に明らかにされていない。ちなみに、公共施設(=ハコ もの。学校・病院・公営住宅・庁舎・社会教育施設など)道路、橋りょう、上水道、下水 道の現在のストックを50年間(道路舗装は15年間)で更新するための更新投資額をお おまかに試算すると、総額337兆円、8.1兆円/年となる。

これに対して、現在の社会資本投資(フロー)に占める更新投資(10%と仮定)を控除した後、将来の人口減少に比例して公共投資の事業仕分けを実施する(50年平均で15%削減)対策を織り込んでも、なお2.1兆円/年不足する。

この不足を財政負担増なしに解消するには、民間の効率性と創意工夫の発揮が不可欠で ある。仮に、上記対策後の社会資本投資(フロー)必要額22.5兆円/年のうちの46% に対して、PFI/PPを最大限(VFM20%と仮定)に用いると不足資金が解消す ることになる。これを、<u>PFI/PP事業規模に換算すると10.3兆円/年、財政負</u> 担縮減効果は2.1兆円/年となる。

不足額2.1兆円/年 =<u>対策後社会資本投資(フロー)必要額22.5兆円/年×46%</u>×VFM20% PFI/PPP事業規模10.3兆円/年 =財政負担縮減効果2.1兆円/年

制度的提案事項

上記の活用を行うためには、以下の方策の導入が必要である。

1 公共施設マネジメント白書制度の創設

上記を実施するためには、まず、社会資本ストックの<u>個別施設ごとの所在、老朽化度、</u> 費用、利用状況等の詳細な情報を把握し、公開し、更新計画を立てて実行する必要がある。 このため、藤沢市、習志野市などで実用化されている公共施設マネジメント白書を参考に して、国および地方公共団体が一斉に取り組むよう制度化するとともに、<u>地方公共団体が</u> <u>導入する際のノウハウ面の支援</u>を行う。さらに、「できるだけ機能を維持しつつ、できるだ け財政負担を圧縮する」ため、<u>社会資本整備の際に PFI / PPP の可能性を検討することを制</u> <u>度化</u>する必要がある。

2 民間提案の促進

また、計画段階から民の視点を入れたPFI/PPPの促進を図るために、民間提案の 促進を図る必要がある。現行PFI法に規定されている民間発案条項に、<u>提案内容の自由</u> 度の保証、提案の受付・検討体制の事前明示、検討期間の明示(提案後6カ月以内)提案 者の知的財産権保護、提案者へのインセンティブなど促進措置を盛り込む。また、これに 合わせて、競争的交渉方式の導入、性能発注・一括発注・長期契約のより一層の促進、公 物管理の規制緩和、税・補助金のイコールフッティングを導入する。

3 規律ある資金調達制度の創設

社会資本の多くは、直接利用者からの収入のないサービス購入型PFI、もしくは収入 はあっても更新投資を含めてすべての費用を賄えない混合型の形態が多く(それでも財政 負担総額が少しでも削減されるならば(VFM>0)導入したほうが良い)、いったん民間金 融にて調達した後、将来の税収で返済する必要がある。しかしながら、これを一般財源か ら返済する方式では規律が働かず、不必要または過大な投資が行われ財政にしわ寄せされ るおそれがある。こうした事態を避けるため、民間のプロジェクト・ファイナンス、海外 におけるTIF、レベニュー債、シャドートールなどを参考に、<u>PPPプロジェクトによ</u> って得られた社会的な便益(税収、利用料収入など)から優先返済を受ける「規律ある資 金調達」制度を導入する。

以上に加えて、PFI/PPの推進を図るために、国における<u>一元的 PPP 推進体制と</u> <u>地方公共団体の支援体制の構築</u>、また、<u>官民の人材交流の促進</u>を図る必要がある。

成長戦略的視点

第一に、社会資本更新は、 長寿命化、環境・エネルギー性能向上などの技術面のアイ デア、 機能転換、複合化向上などのシステム面のアイデア、 事業運営、メンテナンス、 付帯事業などの運営面のアイデア、 余剰空間の活用などの不動産面のアイデア、 投資 資金と社会的利益増加の時間差を埋めるファイナンス面のアイデアの複合である。こうし た個々の具体的なノウハウを組み合わせて産業化することはわが国の得意とするところで あり、十分に成長産業となる。

第二に、長期にわたって継続すべき細かなノウハウの集合であるため<u>属地性が強く地方</u> <u>の企業の仕事が増える</u>。また、<u>新しい公共の担い手である NPO・NGO の役割強化</u>にもつなが る。

第三に、世界的にも産業としては成立しておらず、途上国のインフラ整備の潜在性を考 えれば<u>輸出産業として期待</u>できる。

(参考)規律ある資金調達制度の注

プロジェクト・ファイナンス:民間では大規模プロジェクトの資金調達は親会社の一般 財源に訴求しないノンリコース型が主流となり、ニーズの弱いプロジェクトは自動的に制 御される仕組みとなっている。

TIF(tax increment finance): プロジェクトの効果により発生した税収(米国では固 定資産税が一般的)を返済財源とする債券を発行し調達する。将来税収が増加した段階で 返済する。

レベニュー債(revenue bond): 自治体・民間企業が発行する債券の返済がそのプロジェクトからの収入に限定されている。理論的には、レベニューローン(借入金)でも良い。債権購入者の金利収入への課税を免除する免税債が多く用いられている。

シャドートール(shadow toll):利用料金がない場合でも社会的増加利益を定量化して政府が民間に支払う(道路などで活用されている)。